

DV(ドメスティックバイオレンス)を許さない社会をつくらう!



「沖縄県DV防止等基本計画を改定しました」

県では、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを基本理念とする「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を平成十八年三月に策定し、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に取り組んでいます。

- また、平成二十二年一月に改定した同計画においては、今後、次のとおり取り組みこととしてしています。
- ① 県の配偶者暴力相談支援センターの機能強化
 - ② 市町村における基本計画の策定およびセンターの設置促進を図る
 - ③ 県のセンターと市町村、県警、スクールソーシャルワーカー等が連携を強化し、DV被害者の支援を行う

DVとは

DVとは、配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある相手からの暴力のことをいいます。

- 身体的暴力
 - ◎ 平手で打つ、殴る
 - ◎ 噛む、髪を引っ張る、足で蹴る
 - ◎ 首をしめる、引きずりまわす
- 精神的暴力
 - ◎ 大声でどなる
 - ◎ 「誰のおかげで食べられるんだ」など「見下して言う」
- 経済的暴力
 - ◎ 何を言っても無視する
 - ◎ 妻の労働を嫌がる
 - ◎ 生活費を渡さない
 - ◎ お金の使途をチェックする
- 性的暴力
 - ◎ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
 - ◎ 嫌がっているのに性行為を強要する
- ◎ 中絶を強要する、避妊に協力しない
- 社会的暴力
 - ◎ 親や兄弟姉妹、親戚、友人との付き合いを制限し、社会的に孤立させる
 - ◎ 常に手紙、電話や行動を監視する
 - 子どもを利用した暴力
 - ◎ 子どもに危害を加えると言ったり、子どもを取り上げると言ったり脅す

DVを理解しよう

暴力を受けるほうにも悪いところがあるのでは？

暴力の責任は加害者にあります。どんな理由であれ、暴力は決して許されません。加害者は、力により相手を支配するため、または感情のけ口として、意図的に「暴力」を選択しているのです。

被害者はなぜ逃げないの？

暴力をふるわれ続けることで、恐怖感や無力感、複雑な心理状況などから、逃げられなくなっています。また、「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつかは変わってくれる」と被害者であることを自覚することが困難になっていくこともあります。

子どものためには、ガマンしたほうがいいのでは？

親のDVを目撃することは、子どもに大きなストレスを与えます。DVを見て育った子どもには、問題行動、多動、不安などが見られることがあります。さらに、家庭での人間関係のパターンを学び、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習するとも言われています。

DVで悩むあなたへ
ひとりでも悩んでいませんか？

暴力はふるう方が悪いのです。もし、他人があなたを殴ってけがを負わせた場合、殴った人は罪に問われます。配偶者や恋人・パートナーがあなたに同じことをした場合はどうでしょうか。同じように罪に問われるのは当然です。

暴力は、どんな場合でも、誰に対しても、決して許されるものではありません。大切なのは、あなたと子どもの安全です。DVを誰かに相談することはとても勇気のいることです。しかし、暴力はエスカレートすると言われています。このままだと、あなたや子どもたちに取り返しのつかない傷を負わせることになってしまいかもしれません。

今、あなたにできることは、自分と子どもたちの安全や将来のことを第一に考え、専門の相談機関に相談したり、援助を求めることです。

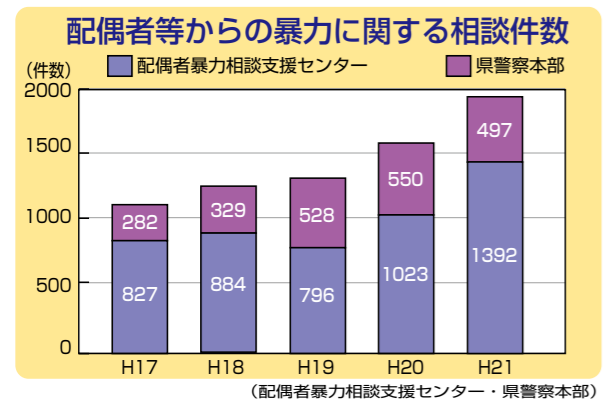


私たちにできることがあります

DVで悩むと思ったら
◎ 「何か困ったことがあるの？」と声をかけてみてください。

DVは、これまで「夫婦げんか」「身内の恥」として見過ごされ、隠す傾向にありました。そのため、暴力がエスカレートし、中には取り返しのつかない事態に至ることもありました。

◎ 専門の相談機関に相談するよう伝えてください。
DVの問題は大きく、とても複雑で、解決には時間がかかります。自分たちだけで解決しようとせず、専門の相談機関からアドバイスを受け



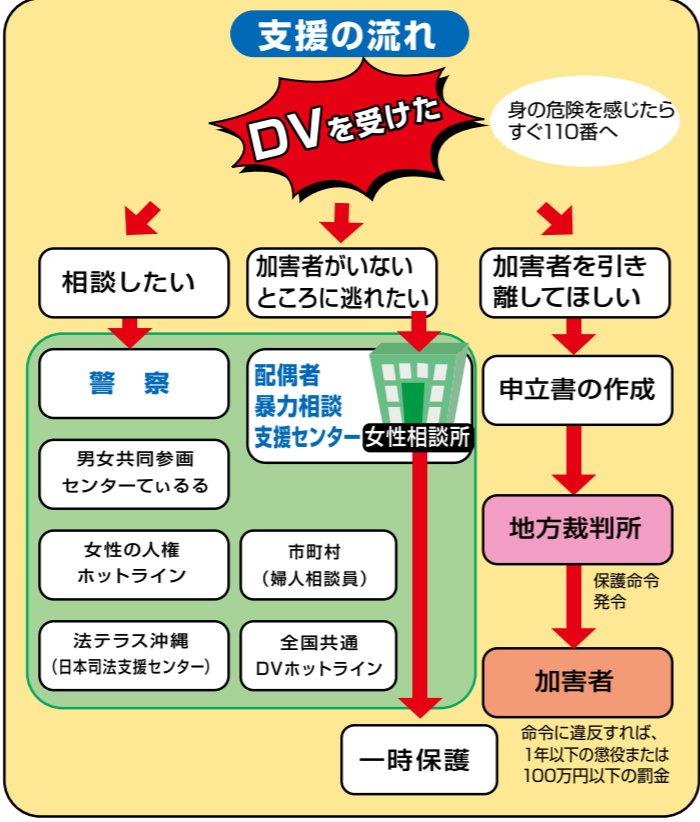
DV相談窓口一覧

ひとりで悩まずに、まず相談してみましょう

- 被害に関する相談
- 配偶者暴力相談支援センター**
- 沖縄県女性相談所 098-854-1172
 - 北部福祉保健所 0980-52-0051
 - 宮古福祉保健所 0980-72-3132
 - 八重山福祉保健所 0980-82-2330
- 警察**
- 警察安全相談年中無休・24時間受付 098-863-9110または#9110
 - 性犯罪被害者専用相談 098-868-0110
- 女性センター**
- 男女共同参画センター 098-868-4010
 - なは女性センター 098-861-7515
- その他相談機関
- 女性の人権ホットライン 098-853-1102 (那覇地方検察局)
 - 0570-070-810
 - 強姦救援センター沖縄REICO(レイコ) 098-890-6110
 - [水]午後7時~10時 [土]午後3時~6時
 - 被害者支援ゆいセンター 098-866-7830
 - 法テラス沖縄 0570-078374
 - PHS・IP電話からは 03-6745-5600

加害者の更生に関する相談

がじゅまる沖縄 (DV加害者更生相談室) 098-884-1018



男女共同参画週間 毎年6月23日~6月29日 県では、県庁1階ロビーでパネル展を実施するほか市町村においても広報活動を行います。

お問い合わせ ● 県平和・男女共同参画課 TEL:098-866-2500 FAX:098-866-2589